

2014年(平成26年)5月28日 水曜日

「宗教法人代表がセクハラ」

1540万円の賠償命令

東京地裁判決 行為の一部認定

宗教法人「小牧者訓練会」の代表の男性(65)からセクシャル・ハラスメントを受けたなどとして、元信者の女性4人が代表と教団などを相手取り、総額4620万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が27日、東京地裁であった。山田明裁判長は、代表によるセクハラ行為の一部を認定し、総額1540万円の支払いを命じた。

元信者の支援団体によると、4人は2000年4月から複数回にわたって、土浦市内にある代表の家やつくば市のチャペルなどで下半身を触られたり、キスされたりしたとして、09年7月に東京地裁に提訴。

判決では、「被害者らは要求を拒絶できない条件にあった」などとし、行為の内容がおおむね認定され

た。

元信者側は「判決は組織としての教団のあり方が弾劾されたことを意味する。きわめて公正な判断を下してくれた」と評価。教団側の弁護士は「こういう判決が出るとは予想しておらず、驚いている。非常に残念で、不当な判決がなされたと思っている」と話し、控訴する方針を示した。

代表はつくば市内の教会で女性信者に性的暴行を加えたとして、10年に準強姦容疑で逮捕されたが、水戸地裁土浦支部は11年5月、「被害者の供述は信用できない」などとして、無罪判決を言い渡していた。